

# 『ふるさとの 未来を決める 投票日』

# 10月2日(日)は

## 鯖江市長選挙の投票日です。 必ず投票に行きましょう!!



みんなの一票大切に

### ◆投票できる人

平成10年10月3日までに生まれ、平成28年6月24日以前に鯖江市に住民登録の手続きをした人で、選挙人名簿に登録されている人です。

なお、投票日当日までに市外に転出した人は投票できませんのでご注意ください。

詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ◆入場券

投票所入場券は、はがきで世帯ごとに郵送します。(はがき1枚につき4人分です。)

投票所に出掛けるときは、それぞれ自分の分を切り離してお持ちください。

### ◆投票時間

午前7時～午後8時

### ◆開票

時間 午後8時50分～

場所 市スポーツ交流館

### ◆問合せ先

鯖江市選挙管理委員会(市役所内)

選挙期間外 53-2200

選挙期間内 53-2251(直通)

### ◆投票日に投票できないとき

投票日に仕事(冠婚葬祭を含む。)をしなければならない人、旅行・買物などで投票日に投票区内にいない人、病気・入院のため歩行が困難な人など、投票日当日に都合で投票ができない人のために、期日前投票・不在者投票の制度があります。

### 期日前投票の期間

9月26日(月)から10月1日(土)まで

### 期日前投票所および投票時間

①市役所新館4階多目的ホール(玄関正面のエレベーターで4階へお越しください。)

午前8時30分～午後8時

②アル・プラザ鯖江(1F特設会場)

午前10時～午後8時

※今回はショッピングセンター(アル・プラザ鯖江)にも期日前投票所を設置します。

### 持ち物

入場券をお持ちください。入場券が届く前の場合は、運転免許証など身分を証明できるものをお持ちください。印鑑は必要ありません。

## ●投票は入場券に記載されている投票所で●

|       |                       |        |                           |
|-------|-----------------------|--------|---------------------------|
| 第1投票所 | 鯖江幼稚園(日の出町6-37)       | 第10投票所 | 中河農業者トレーニングセンター(中野町203-8) |
| 第2投票所 | 鯖江公民館(桜町1丁目1-16)      | 第11投票所 | 片上体育館(大野町6-8-1)           |
| 第3投票所 | 本町児童センター(本町4丁目6-16)   | 第12投票所 | 立待公民館(杉本町702-2)           |
| 第4投票所 | 舟津児童センター(舟津町4丁目8-16)  | 第13投票所 | 吉川農村環境改善センター(大倉町5-14-1)   |
| 第5投票所 | 新横江公民館(横越町1-43-2)     | 第14投票所 | 豊公民館(下野田町26-8-1)          |
| 第6投票所 | 神明公民館(三六町1丁目4-12)     | 第15投票所 | 北中山公民館(落井町41-33-1)        |
| 第7投票所 | 神明小学校体育館(水落町4丁目13-23) | 第16投票所 | 河和田小学校体育館(西袋町67-8)        |
| 第8投票所 | 草の実保育園(鳥羽1丁目3-18-2)   | 第17投票所 | 石田下町公民館(石田下町1-3-1)※変更     |
| 第9投票所 | 東工集会所(御幸町2丁目14-13)    |        |                           |

※諸事情により、今回は第17投票所が「石田保育所」から「石田下町公民館」に変更となります。

間違えのないようご注意ください。